

総務企画委員長報告

去る6月1日に開議された本会議において、本委員会に付託された議案について、審査の結果並びに経過をご報告致します。

6月6日に総務企画委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

議第58号、議第63号、陳情第1号、陳情第4号

の議案2件、陳情2件につきましては、慎重に審査した結果、「議第63号」は全会一致で提出原案の通り可決し、「議第58号」については異議がありましたので、採決の結果賛成多数で提出原案の通り可決すべきものと決しました。

陳情につきましては、3月定例会からの継続審査中の陳情第1号については、全会一致で採択することに決し、陳情第4号は委員の主張が異なり、採決の結果、主旨採択とすることに決しました。

審査の経過について主なものを申し上げます。

【議第58号 安来市税条例等の一部を改正する条例制定について】は、

委員から個人住民税で、収入金額が850万円超1千万円以下の人の給与所得控除額が195万円を頭打ちとなるが、この区分の人の税額が増えるとの認識でよいのか。またそうであればどれくらいの対象者がいるのかとの質問に、言われる通りその区分の人に影響が出ることになるが、対象者数は把握していないとの答弁に、委員からは区分の対象者に税の負担増となることについては、どれくらいの対象者がいるのか予測できないことも含め、今回の税制改正における市税条例の改正には異議を唱えたいとの意見があった。

また、委員から地方税の電子化のところで、安来市内には対象の法人が87事業所であるとの説明であったが、その中で既に電子申告を実施している事業所の数が全体の何割なのかとの質問について、市全体での電子申告を実施している事業所は全体の61%である旨の答弁でした。

さらに、委員から今回の改正は、国の法律改正に全て準拠しての条例改正なのか。市の裁量で改正の内容を調整することも可能なのか、たばこ税の税収額は年間2億6千万円程度と記憶しているが市税額への影響額はどのくらいを見込んでいるのかとの質問に、今回の条例改正は全て国の法律改正に準拠しており、市の裁量が与えられる改正部分はない。たばこ税の市税への影響額は、消費量が現状と同数と仮定した場合に各改正時の年度分毎に約2,000万円の増となる見込みであるとの答弁でした。

【議第63号 安来市税条例の一部を改正する条例制定について】は、

委員から固定資産税額をゼロとした理由と、先端設備等導入促進基本計画の要件についてはかなり厳しいものなのか、また手続きは事業者の負担とはならないのかとの

質問に、固定資産税額をゼロとした理由については、ゼロとした市町村に所在する中小企業が先端設備等の導入計画を策定し認定された場合に「ものづくり補助金」などの制度が優先採択されるなどのメリットがある。市内の中小企業がこの制度を積極的に活用することで、設備投資を促進し経済の好循環が生まれるとの答弁でした。また、市が策定する導入促進基本計画の項目は、先端設備等の導入促進の目標、種類、導入促進の内容、計画期間、導入に際しての配慮すべき事項などとなっており、申請者の負担にはならないと考えている。なお、業種については国が示している製造業、サービス業、卸売業、小売業など全て対象とする考えであるとの答弁でした。

さらには固定資産税額をゼロとした場合の税収への影響額の質問に、どの程度の申請があるのか把握できない段階で、影響額の想定もできないと考えている。しかし、75%の減収補填があるので残り25%の減収要素はあるが、中小企業の生産性向上につながる事なので、他の税収増を見込んでいるとの答弁でした。

【陳情第1号 清水寺参道入り口周辺整備について】は、

既に担当部署を中心として、地元や関係部署との整備内容の協議を進められている現状を鑑み、全会一致で採択とすることに決しました。

【陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約への調印を求める意見書の提出を求める陳情】は、

核保有国もそうでない国も核の脅威への理解は一致しているが、日本だけではなく核の抑止力に頼らざるを得ない現状がある。しかし、核の脅威を認識しているのであれば長期的に粘り強く廃絶を求めていかなければならないと考える。そのアプローチを唯一の被爆国である日本政府がとるべきであり、その第一歩を地方議会から歩みだすべきではないかとの意見や。日本が核兵器禁止条約に参加せず反対する理由は、米国の核の傘の下で安全保障政策を執っており、日本国民が平和で過ごしているのも米国の核の抑止力が大きく影響していると言われている。仮に日本政府が核兵器禁止条約への調印をしたとすると、米国との安全保障政策と矛盾が生まれ、米国との溝が深まる恐れがある。そもそもこの条約は核保有国の参加が無ければ実効性もなく、現実的ではない等の意見が分かれ、採決の結果、主旨採択といたしました。

以上、総務企画委員長報告と致します。